平成２３年（フ）第２２６号
岡山県備前市香登本580番地
債務者　株式会社備前陶苑
代表者代表取締役　澁田　寿昭
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川　威
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月15日午後１時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９７号
香川県高松市木太町3905番地
債務者　有限会社メディカルビジネスサービス
代表者代表取締役　多田　愼二
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後２時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　玉井　邦芳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月15日午後３時30分
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第４００号
北九州市小倉北区紺屋町５番５号
債務者　株式会社シーアイ・ソフトウェア
代表者代表取締役　佐藤　清志
1　決定年月日時　平成23年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿野　寛之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月15日午後１時30分
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１４２９号
横浜市中区扇町１―１―25　キンガビル４階、商業登記簿上の本店所在地東京都新宿区荒木町11番地２
債務者　フォルトゥーナ株式会社
代表者代表取締役　橋本　信雄
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　澄川　　圭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月20日午後２時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２４８号
名古屋市中区丸の内３丁目18番28号
債務者　株式会社オフィス二十一
代表者代表取締役　川口　俊文
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渥美　玲子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月22日午後１時10分
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第１８７号
愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字下野153番地
債務者　千田　幹雄
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山﨑　　圭
4　破産債権の届出期間　平成23年７月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月16日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１９９号
岩手県花巻市石鳥谷町好地第16地割113番地
債務者　鎌田　邦孝
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平本丈之亮
4　破産債権の届出期間　平成23年７月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月19日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２００号
岩手県花巻市石鳥谷町好地第16地割113番地
債務者　鎌田　忠造
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平本丈之亮
4　破産債権の届出期間　平成23年７月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月19日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２０１号
岩手県花巻市石鳥谷町好地第16地割113番地
債務者　鎌田　正子
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平本丈之亮
4　破産債権の届出期間　平成23年７月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月19日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第７２号
富山県氷見市本町18番18号
債務者　般若化粧品店こと　般若知都子
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　入江　佑典
4　破産債権の届出期間　平成23年７月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年７月21日午前11時50分
6　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第７５３７号
Flat H, 18／F., Tower 7, Harbour Place, No. 8, Oi King Street, Hunghom Bay, Kowloon, Hong Kong
債務者　井澤　文成
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村田　珠美
4　破産債権の届出期間　平成23年７月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年８月１日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２３号
新潟県上越市頸城区美しが丘1136番地66、申立時の住所富山県射水市足洗新町１丁目89番地
債務者　中村　弘知
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大原　弘之
4　破産債権の届出期間　平成23年７月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月１日午後２時20分
6　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第２６６号
熊本県合志市栄2295番地21
債務者　宇都宮正廣
1　決定年月日時　平成23年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山野　史寛
4　破産債権の届出期間　平成23年７月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月２日午後３時
6　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第９１５号
熊本市下南部２丁目５番２―103号
債務者　橋本　　修
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙山　悦子
4　破産債権の届出期間　平成23年７月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月６日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３０９号
川崎市川崎区四谷上町25番17号　新京工業内
債務者　新垣　正行
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井町　順一
4　破産債権の届出期間　平成23年７月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月８日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係